

令和 2 年度

定期監査結果報告書（後期）

志摩市監査委員

監査第 10 号
令和 3 年 3 月 16 日

志 摩 市 長 様
志 摩 市 議 会 議 長 様
各 部 署 (局 ・ 室 ・ 所 ・ 施 設) 長 様

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 中 村 孝 司

令和 2 年度定期監査結果報告書 (後 期) の 提 出 に つ い て

地方自治法第 199 条第 4 項及び志摩市監査基準第 3 条第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、地方自治法第 199 条第 9 項及び志摩市監査基準第 15 条第 1 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

1. 監 査 の 種 類	1
2. 監 査 の 対 象	1
3. 監 査 の 着 眼 点	1
4. 監 査 の 実 施 内 容	2
5. 監 査 の 期 間	2
6. 監査を実施した監査委員	2
7. 監 査 の 結 果	2
全般的共通事項	3
各部署に関する事項	4
(市 民 生 活 部)	4
(健 康 福 祉 部)	4
(上 下 水 道 部)	6
(病 院 事 業 部)	6
(教育委員会事務局)	6
(監査委員事務局)	7

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査を同条第4項に基づく定期監査として実施した。なお、同条第2項に基づく行政監査もあわせて実施した。

2. 監査の対象

部署名等	課名等
市民生活部	ごみ対策課、 浜島支所、大王支所、志摩支所、磯部支所
健康福祉部	志摩保育所、鵜方保育所、立神保育所、志島保育所、安乗保育所、 志摩子育て支援センター、 志摩放課後児童クラブ、鵜方放課後児童クラブ、神明放課後児童クラブ、 東海放課後児童クラブ 志摩幼稚園、鵜方幼稚園、
上下水道部	水道工務課
病院事業部	志摩市民病院、浜島診療所
教育委員会事務局	学校給食センター、 総合教育センター、 志摩小学校、鵜方小学校、神明小学校、東海小学校、 志摩中学校、文岡中学校、東海中学校、 市立図書館、阿児アリーナ
監査委員事務局	監査委員事務局

3. 監査の着眼点

志摩市監査基準第3条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和元年度における財務に関する事務、経営に係る事業の管理及びその他の事務（必要に応じて令和2年度分を含む。）の執行が、適正、合理的かつ効率的に行われているか、また、補助金等の交付申請及び財産管理、契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。特に、収入未済額の処理及び各種契約の公平性・健全性・透明性の確保並びに補助金等の必要性、効果等を重点監査項目として監査を行った。

4. 監査の実施内容

監査を実施するに当たっては、各部署から提出された定期監査調書及び関係書類等について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行い監査を実施した。

5. 監査の期間

令和 2 年 1 1 月 5 日から令和 3 年 2 月 5 日まで

6. 監査を実施した監査委員

中 島 郁 弘 (識見監査委員)

中 村 孝 司 (議会選出監査委員)

7. 監査の結果

対象とした各部署等の事務・事業の執行等については、概ね適正に行われていると認められた。しかしながら、一部には注意等の事項が見受けられたので、早急に是正・改善を検討されたい。また、講じた措置については、遅滞なく報告されたい。

なお、監査時に気づいた簡易な事項については、口頭により指示した。

(注) 監査結果の評価・判断にあたっては、以下の4つに区分する。

- 1) 【指摘事項】: ①法令違反
②予算の目的に反していると認められるもの
③不経済な行為が生じていると認められるもの
④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 【注意事項】: 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と認められるもの
- 3) 【検討事項】: 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部署等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 【意見】: 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると認めるもの

《全般的共通事項》

- (1) 随意契約の締結については、地方自治法、地方自治法施行令及び志摩市契約規則等の規定に基づき、随意契約の理由を明確にするとともに、法令等で定められた事項を遵守し、経済的合理性、技術の特殊性、緊急性等を十分考慮し、志摩市随意契約実施ガイドライン及び志摩市競争入札実施要項を参考の上、適正に事務処理されることを要望する。
なお、地方公営企業においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令等の規定に基づくものとする。
- (2) 文書管理事務については、多くの部署において決裁年月日や発送(施行)日、文書番号等の記載漏れが見受けられた。行政機関の文書は、各々の事業の基本であり、志摩市事務決裁規程及び志摩市文書管理規程に留意の上、事務処理されることを要望する。
- (3) 備品管理事務については、「志摩市会計規則」により備品台帳を備え付け管理することとなっている。今後も備品台帳の整備に努め、適正に事務処理されることを要望する。
- (4) 税外債権については、これまで延滞金等を徴収する慣行がなかったことやシステム対応ができていなかったことなどの理由で延滞金等の徴収事務が行われてこなかった。
納付期限を経過しても延滞金等を課さないことは、納付期限を遵守することの必要性を市民に周知できず、期限どおり納付する者との公平性を欠くことになる。このため、適正・的確な債権管理及び効果的・効率的な債権回収に努めることを要望する。
- (5) 時間外勤務については、時間外勤務命令の見直しや時間外勤務手当予算の増額など、改善に向けて鋭意努力されているが、一部の部署に時間外勤務の恒常化が見受けられる。各部署においては事務分担の適正化と平準化を図るとともに、労務管理の徹底と業務の効率化を図り、業務量に見合った職員数の適正配置を行うなど、全庁的に時間外勤務の縮減に努めることを要望する。
- (6) 職員の出張については必要最低限の人数とし、その旅行命令については志摩市服務規程に基づき適正に行うこと。また、帰庁後は速やかに出張復命書を作成し、志摩市服務規程及び志摩市公文例規定に基づいた報告の徹底を要望する。

《各部署に関する事項》

【市民生活部】

(ごみ対策課)

- (1)「公用車運行管理簿」において、出発時間、帰着時間等の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(浜島支所)

- (1)「公用車運行簿」において、出発時間、帰着時間等の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(大王支所)

- (1)波切コミュニティセンターのトイレ様式化改修工事において、男子トイレ・女子トイレそれぞれが随意契約により発注されていたが、改修内容が同じであるため、普通地方公共団体の契約の趣旨に則り、志摩市随意契約実施ガイドライン及び志摩市競争入札実施要項を参考の上、適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

- (2)「令和元年度大王支所改修工事実施設計業務委託」において、契約締結伺いの起案用紙に契約日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。

【注意事項】

(志摩支所)

- (1)「公用車運行簿」において、出発時間、帰着時間等の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(磯部支所)

特になし

【健康福祉部】

(こども家庭課)

○志摩保育所

特になし

○鵜方保育所

特になし

○立神保育所

特になし

○志島保育所

特になし

○安乗保育所

特になし

○志摩子育て支援センター

特になし

○志摩放課後児童クラブ

特になし

○鵜方放課後児童クラブ

特になし

○神明放課後児童クラブ

特になし

○東海放課後児童クラブ

特になし

○鵜方幼稚園

特になし

○志摩幼稚園

特になし

【上下水道部】

(水道工務課)

- (1)「平成31年度(令和元年度)公用車運行簿に関する綴」において、帰着時間等の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。【注意事項】

【病院事業部】

(志摩市民病院)

- (1)「郵便切手等受払簿」の残数記入欄に記載誤りが確認された。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。【注意事項】

- (2)窓口診療報酬の未収金については、今後も納付を促し、引き続き督促を行うなど適正・的確な債権管理及び効果的・効率的な債権回収に努められたい。【意見】

(浜島診療所)

- (1)「公用車運行簿」において、出発時間及び帰着時間等の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。【注意事項】

- (2)「電子内視鏡システム購入システムに関する綴」において、契約締結伺いの起案用紙に契約日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。

【注意事項】

【教育委員会事務局】

(教育総務課)

○学校給食センター

- (1)「備品購入に関する綴」において、契約締結伺いの起案用紙に契約日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。【注意事項】

(学校教育課)

○志摩小学校

特になし

○鵜方小学校

特になし

○神明小学校

特になし

○東海小学校

特になし

○志摩中学校

特になし

○文岡中学校

特になし

○東海中学校

特になし

(総合教育センター)

(1)「情報教育用機器(ペッパ―)に関する綴」において、契約締結伺いの起案用紙に契約日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。【注意事項】

(生涯学習スポーツ課)

○市立図書館

(1)「業務委託契約」において、変更契約締結伺いの起案用紙に契約日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。【注意事項】

○阿児アリーナ

(1)「寄附採納に関する文書」において、通知等を要する起案用紙に発送日の記載漏れが見受けられた。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。【注意事項】

【監査委員事務局】

特になし